

町村週報

（町村の購読料は会費）
（の中に含まれております）**3284号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む） 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>

山門にて参拝客を待つ白紫陽花（山梨県富士川町）

もくじ

随 情 政 活

想 報 策 動

- 吉田会長が「地方創生に関する地方六団体との意見交換会」に出席……………(2)
- マイナンバーによる地方単独事業（独自利用事務）の情報連携の届出について
個人情報保護委員会事務局……………(4)
- 町村ご当地キャラじまん……………(11)
- 誰もが輝ける公務職場に……………(12)
- 滋賀県日野町長 堀江 和博……………(12)

写真キャプション

693年に創設され、鎌倉時代に日蓮上人の説法によって真言宗から改宗したとされる妙法寺。「あじさい寺」とも呼ばれる妙法寺の境内には、約1万株のあじさいが植えられており、毎年6月下旬から7月上旬にかけて一斉に咲き誇る。今年は6月22日から30日にあじさい鑑賞ウィークが開催され模擬店コーナーでは、富士川町特産のゆずを使ったうどんやお菓子を味わえる。

コラム

「買い物困難地域」への「巡回型商業システム」導入の提案

作新学院大学名誉教授 橋立 達夫

全国的に人口減少、高齢化が進む中、地方の商店の撤退、商店街の衰退、ローカルバス路線の廃止などにより、「買い物困難地域」が広がっている。とくに高齢者は、運転免許の返納などもあって、中心城市への移動も困難になり、いわゆる「買い物難民」になる可能性が高い。

この問題に対処するために、コンパクトシティ論に連なる「買い物困難な地域の住民は行財政上の負担になるので都市の中心部に移住すべし」という考えもある。しかし机上の統計的な数値としての住民ではなく、一人ひとりが地域に根差した生活をしていることを考慮すれば、買い物の可能な生活環境を整えることで、地域での生活条件を満たすことを真剣に考えるべきではないか。

対策として「巡回型商業システム」を提案したい。固定的な商店ではなく、移動販売車等による地域訪問型商店の活用である。家庭用冷凍冷蔵庫が100%近く普及し、食品の保存技術も発達した今日、必ずしも毎日買い物をする必要はない。歩くことのできる範囲に、週ないし十日に一度、移動販売車が立ち

寄る場所を設定する。「○○（地名、愛称など）金曜市場」「△△七日市場」など、開催日時が分かるような名をつけたスペースができれば、そこが地域の「小さな拠点」になる。必要な設備は、休憩と軽飲食ができる場所、トイレ、水道と電気である。学校跡地のように広い土地であれば、駐車場とイベントスペースとして利用することにより、利用者拡大を図ることもできる。移動販売車に加えて、多様なキッチンカーを交替で巡回させられれば、バラエティに富む食事の楽しみもできる。行政や金融機関の出張窓口も有効であろう。ドローンによる遠隔地配送の会員制度を付加できればさらに良い。

これら移動販売車等の定期巡回を可能にするためには、経営組織を、各町村もしくは地域の中心城市に設立する必要がある。全国の基礎自治体の4割以上に、スモールビジネスの起業に関する助成制度が用意されている。全国的に移動販売車の起業支援を行う企業もすでにある。災害時の即応支援対策としても有効な「巡回型商業システム」の起業を、地域資本と行政の連携により促進できないか。

地方六団体 吉田会長が 「地方創生に関する地方六団体との 意見交換会」に出席



吉田隆行会長（広島県坂町長）をはじめとする地方六団体代表は6月13日、「地方創生に関する地方六団体との意見交換会」に出席し、自見はなこ地方創生担当大臣と「地方創生10年の取組と今後の推進方向」、「官民連携による中山間地域等の生活インフラ・サービス」、「企業版ふるさと納税の延長」、「共通課題に連携して取り組む『連携・絆・特区』」について意見交換を行った。

会議では、はじめに自見地方創生担当大臣が挨拶に立ち、「東京一極集中・人口減少や高齢化等の様々な社会課題がある中で、地方への移住定住の流れを生み出すこと、地域を支える産業の振興、子育て環境整備等が重要かつ喫緊の課題である」とし、「本年は地方創生の取組が始まって10年の節目。今後の地方創生の方向として、小規模な自治体へのきめ細かな支援や女性・若者にとって魅力的な地域を作っていくこと、買い物支援・オンライン診療等のインフラ・サービスの強化といった国民的な議論を展開していくことが重要。それぞれの自治体が主体的に行う地方創生の取組を強力に後押ししてまいりたい」と述べた。

の意見を今後の政策に反映させるとともに、地域の事情を踏まえた支援をいただくようお願い申し上げる」と述べた。

意見交換に入り、吉田会長からは、「東京一極集中と少子化は自治体の努力だけで抜本的な改善を図れるものではない。国全体として、現状を打破すべく従来の取組を超える新たな発想に基づく対策を講じていただきたい」としたうえで、①地域づくりにおける人材の育成・教育について、日本人としての美德やよさを活かし、生まれ育った地域や国土を理解し守る心を育む教育を根幹に据えて積極的に取り組むこと、②医療・

続いて、地方六団体を代表し、村

井嘉浩全国知事会長（宮城県知事）から、「厚生労働省が公表した人口動態統計では、少子化と人口減少に歯止めがかからない現状が浮き彫りとなった。人口減少対策を喫緊の課題と位置づけていただきたい。地方



▲出席する吉田会長

活 動



▲発言する自見大臣

介護・保育などの専門人材の確保について、生まれ育った故郷で働く、又は、故郷に戻り盛り上げてもらう取組をバックアップできる仕組みや財源の充実、③DXに必要な情報インフラの整備を求めた。

地方六団体代表からの発言を受けて、自見大臣は、

・若年層を中心とした東京一極集中の流れを食い止め、地方に人口を増やすことは非常に重要。新しい発想を取り入れる時期に入っている。引き続き地方の取組を支援していく。

・地方創生に向けた取組では、①東京圏へ流出した方々が戻るための費用助成、②女性・若者支援としての地方拠点強化制度における子育て施設の追加、③遠方での出産、里帰り出産に対する支援、④移動販売や移動手段の確保による買い物支援の4点に力を入れている。

・女性支援については、男女間・地域間の賃金格差を縮めていくこと

が重要。

・人口減少問題対応のための司令塔の設置については、経済界と一緒に政府全体で取り組んでいく。国が一方的に決めるのではなく、国民との対話・信頼が大事である。

・結婚やこどもを持ちたい希望を叶えるための政策を、スピード感を持って実行していく必要がある。こども家庭庁と連携しながら社会全体がしっかりと支える。

・企業版ふるさと納税については、来年度以降も継続できるよう、各自治体の自主性・自立性に基づいて行われる地方創生事業の後押しに力を入れていく。

と述べた。

続いて、吉川浩民内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長から、

・デジタル化への取組事例の検証について、交付金採択団体では情報提供を踏まえ、取組の改善や拡充に取り組んでいただくようお願いする。

・デジタル人材の育成・確保については、地域の企業とデジタル人材のマッチング支援や自治体へのデジタル人材の派遣などを通じ、地方へのデジタル人材の還流を促進していきたい。

との発言の後、会議は閉会した。

車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら！

●無事故による割引で新規から **44%(保険料)割引**

・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。

●集団扱年一括払による割引でさらに **5%割引**

保険料分割払(12回)も選択可能です。

・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里(取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <https://www.chisato-ag.co.jp/>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL

0120-731-087

FAX

03-3519-7325

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

マイナンバーによる 地方単独事業（独自利用事務）の 情報連携の届出について

個人情報保護委員会事務局

1 はじめに

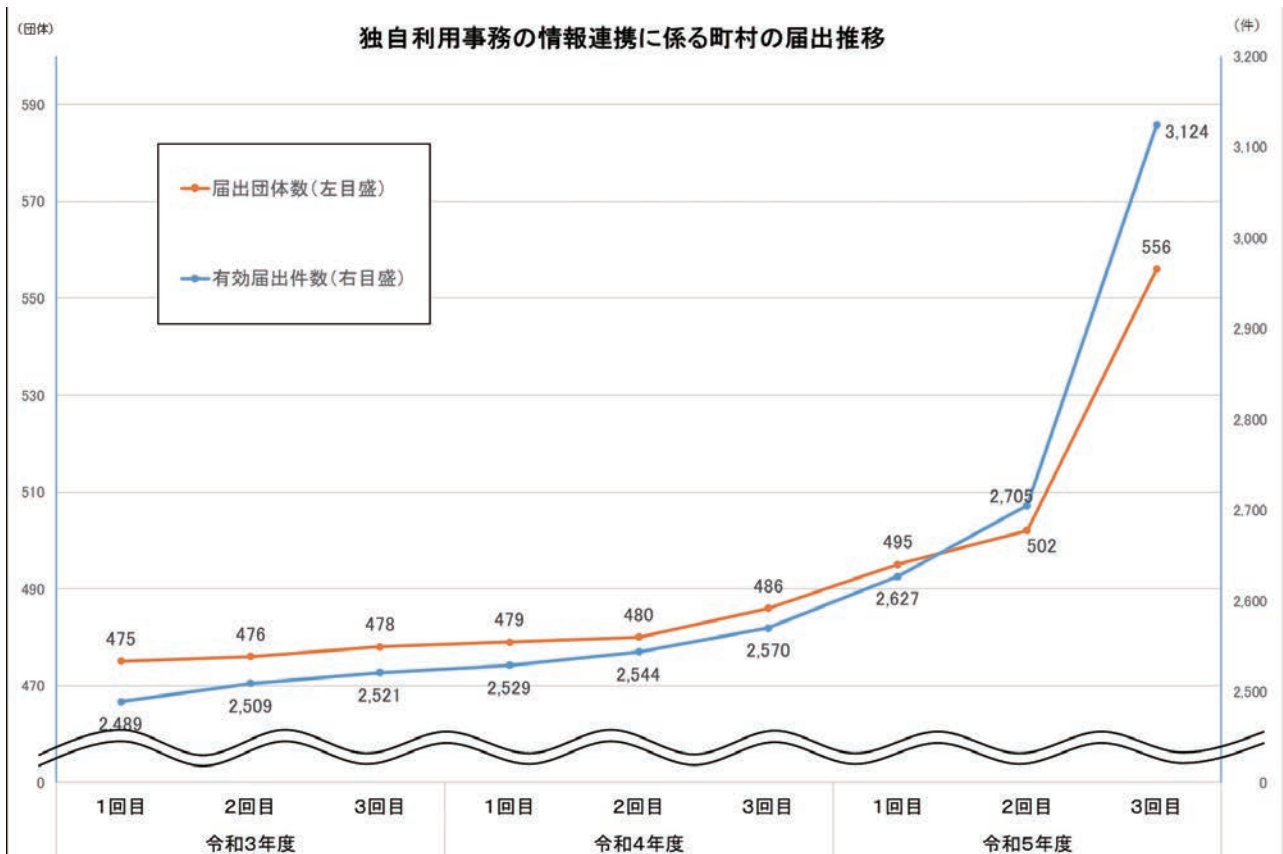
地方公共団体は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定により、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものにおいてマイナンバーを利用することができ、この事務を、独自利用事務といいます。

この独自利用事務のうち、個人情報保護委員会規則で定める要件を満たすものは、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に届け出ること、情報連携（情報提供ネットワークシステムを使用して他の行政機関、地方公共団体等が保有する特定個人情報と照会すること）ができます。

本稿では、地方単独事業（独自利用事務）の情報連携について、その活用効果、スケジュール等について解説します。

2 届出件数は増加傾向

下の図1は町村における独自利用事務の情報連携の届出件数を示していますが、令和5年度においては、届出件数が急激に増加しています。この急速な増加の理由としては、



▲ 図1

令和5年度末時点における有効な届出（町村のみ）
届出件数：3,124件 届出団体数：556団体／926団体

政 策

図2に示したような医療費助成に関する事務において、保険資格情報を照会する町村が増えていることが挙げられます。これまで独自利用事務の情報連携を行っていなかった町村からも多数の届出が行われている状況です。

医療費助成に関する事務の事例として、情報連携の届出を行った岩手県雫石町の担当者からいただいたコメント（図3）を紹介します。

現行の健康保険証の発行については、令和6年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとされています。ほとんどの地方公共団体で前述のようなことも等に対する医療費助成事務を行っているところですが、今後、マイナ保険証をお持ちの方の保険資格情報を確認するためには、マイナポータルにログインして、自らの保

事務の名称	届出件数 ※1（令和5年度の増加数）	保険資格情報を照会できる事例番号 ※2
⑭重度心身障害者等の医療費助成に関する事務	2,352件（714件）	109-1
①子どもの医療費助成に関する事務	1,466件（401件）	9-1
⑩ひとり親等の医療費助成に関する事務	1,951件（180件）	57-1、65-1

▲図2 ～情報連携で照会できる保険資格情報の例～
保険者番号、保険者名称、記号番号、有効期限、資格取得日、資格喪失日など
※1事例ごとの届出件数（令和5年度末時点）
※2準ずる先の特定個人番号利用事務ごとに事例に番号を付したものを

▼図3 雫石町の担当者からのコメント

岩手県雫石町の担当者コメントを御紹介！

人口：約1万5,000人 面積：608.82km²
岩手県の中部にあり、県都盛岡に隣接する町です。

届出の件数は？

令和5年度に届出した独自利用事務は以下10件

- ・子どもの医療費助成に関する事務（9-1,74-1）
- ・ひとり親等の医療費助成に関する事務（57-1,65-1）
- ・妊産婦の医療費助成に関する事務（70-2）
- ・重度心身障害者等の医療費助成に関する事務（67-1,108-1,109-1）

●照会する特定個人情報とは、「各医療保険情報」「税情報」「公的給付支給等口座登録簿関係情報」などです。

●各事務手続に必要な添付書類の省略の効果を期待しています。

届出のきっかけは？

使用している業務システムに情報照会機能が実装されており、近隣自治体での利用実績もあったことから、該当事務及び手続対象者の負担軽減に活かせるものと判断し、独自利用事務での情報照会を導入しました。

システム改修等は？

業務システムのパッケージ機能に実装されていたため、システム改修等は必要ありませんでした。



しずくちゃん

3 医療費助成事務における健康保険証等の提示省略について

独自利用事務の情報連携を活用することにより、地方単独事業として行う給付金等の申請の際に住民の方から提出してもらう添付書類を省略することができると、利便性を向上することができます。この活用効果について、課税証明書の取得を例に説明します。

4 独自利用事務の情報連携の活用効果

◆課税証明書取得に係る負担

所得要件のあるさまざまな制度では課税証明書の提出を求めることが多くありますが、誰の、いつの所得情報が必要となるかは制度により異なります。また、課税証明書の取得のために、請求に必要な書類（例えば、本人確認書類や委任状）や手

続のハードルとなる事態も考えられます。その対応策として、情報連携により保険資格情報の照会を行うために情報連携の届出を行い、ご本人からの健康保険証の提示や保険資格情報の提供を省略できるようにする団体が増えています。「各医療保険情報」のほか、「税情報」「公的給付支給等口座登録簿関係情報」を照会することも可能です。

政 策

数料に関する事柄を住民に説明しなければなりません。

さらに、課税証明書は年度の初日が属する年の1月1日現在に居住する市区町村で交付されるものですが、住民が転居した場合など郵送により課税証明書を請求する必要があるときは、返信用封筒の準備や郵便

小為替などによる手数料の送付など、より一層複雑な手続となります。これら課税証明書の取得に係る住民の負担は、決して小さいものではありません。

もともと、課税証明書の取得に係る負担は住民にのみ生じているものではありません。図4は所得審査に

関する質疑応答の場面ですが、「Before」を見ると、

課税証明書の請求手続に必要であり、窓口説明における行政の負担も小さくないことが分かります。一方、情報連携導入後である「After」は、説明が大幅に簡素化されます。

このように、情報連携を導入し課税証明書の添付を不要にすることで、住民と行政の双方の負担を軽減し、業務改善や行政サービスの向上につながることを期待されます。

活用効果① 手数料負担の軽減

課税証明書の発行は1通当たり数百円かかりますが、提出を要する課税証明書は1通とは限りませ

ん。制度によっては収入のある世帯

員全員分の証明書が必要な手続もあるため、ケース1の事例のように家庭状況によっては千円以上の負担となる事例も生じます。また、ひとり親家庭に支給する手当として児童扶養手当がありますが、多くの市区町村では、独自にひとり親家庭に対して医療費を助成する施策も実施しています。これら2つの手続を申請するときに、申請時期によっては直近の課税年度分だけでなく、その前年度の課税証明書も必要となるケースがあります。これは、児童扶養手当とひとり親医療費助成の事業年度の起算点が異なる場合に、申請時期によっては所得審査に必要な課税年度が2つの制度で異なることにより

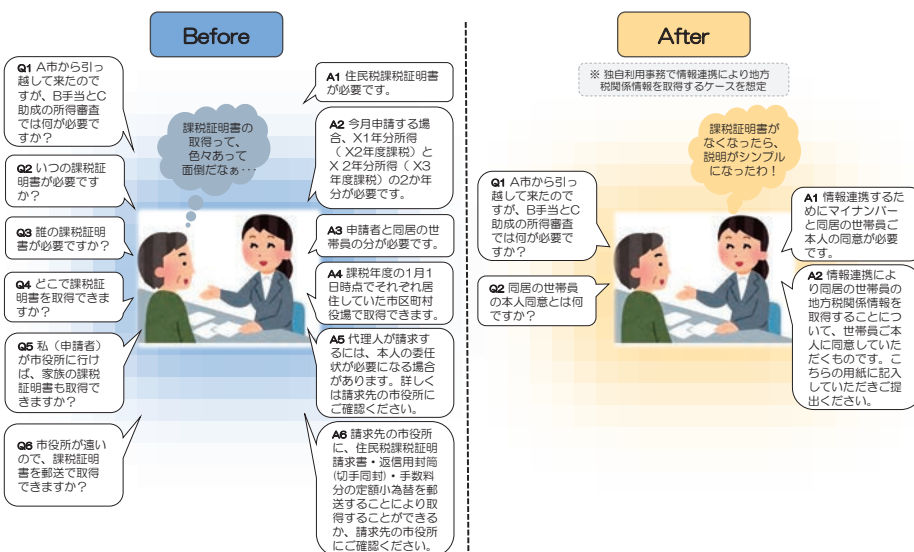
生じるものです。

このように、申請者の家庭状況や申請時期によって手数料負担が大きくなる場合がありますので、こうした手続に対して優先的に情報連携を活用することで、より効果的な住民の負担軽減が期待できます。

活用効果② 書類不備に対する負担の軽減

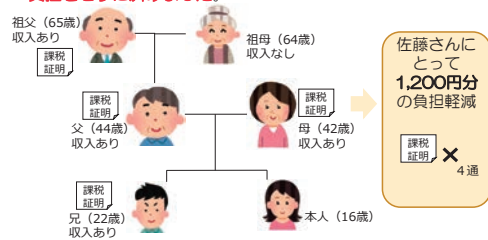
課税証明書は、申請者の家庭状況や申請時期により「誰の」「いつの」証明が必要になるか異なるため、必要な証明書の不足や提出された証明書の課税年度が異なるなど不備が生じやすい書類です。このような不備がある場合、申請者に不備の内容を説明して証明書の再取得を依頼する必要が生じます。また、後日提出とした証明書の提出が遅れている場合に督促をすることも必要となりますが、ケース2の事例のように締切り間際になると督促をする担当者の負担も、その連絡を受ける申請者の負担も大きくなります。このような負担も、情報連携の導入により添付書類の不備がなくなることで軽減され、業務改善につながることを期待されます。

図4 独自利用事務の情報連携導入ビフォーアフター



ケース1 世帯員全員の課税証明書が必要となる手続

- A市が行う障害者福祉施策（移動支援事業）では、申請者（本人）が18歳未満である場合は、住民基本台帳上の世帯員全員の課税証明書が必要になります。
- 16歳の佐藤さん（仮名）は、家族でB町からA市に転入したが、収入のある世帯員が4名いるため、課税証明書を4通取得する必要があります。手数料だけで1,200円（課税証明書1通あたり300円×4通）の負担となるところ、**A市の移動支援事業では情報連携を活用していたため、手数料の負担をせずに済みました。**



政 策

独自利用事務の情報連携について

7 独自利用事務の情報連携についての年間スケジュール

情報連携の対象となる独自利用事務については、典型的な事務を当委員会において「事例」として整理し、現在、当委員会ウェブサイトにおいて、図6の40事例を公表しています。

6 情報連携の対象となる独自利用事務の事例

独自利用事務の情報連携により、図5のようにさまざまな事例において提出書類を省略することが可能です。

5 情報連携により省略可能となる書類の例

ケース2 添付書類の後日提出にゆ切のある手続

- A市で支給する認可外保育園を利用する住民への助成額の算定事務では、添付書類である課税証明書の提出に遅れがあった場合は、一旦申請書を受付し、添付書類については郵送による後日送付を認めていました。
- 後日提出となった課税証明書は、**当該年度の出納閉鎖までに必ず提出する必要があります**ため、出納閉鎖前の時期は住民への督促連絡の負担が大きくなっていました。
- 情報連携の導入以降は、**住民から課税証明書を取得する必要がなくなったため、後日提出の督促負担がなくなりました**。



▲ケース2

では、令和5年度実績では図7のような年間スケジュールとなっています。地方公共団体からの届出は、通常であれば毎年5月、9月、12月頃から約1カ月間受け付けております。

これまで説明した独自利用事務の情報連携のメリットやマイナ保険証への移行による情報連携のニーズの高まりを踏まえて、情報連携の活用をこ

検討いただけましたら幸いです。実際に独自利用事務の情報連携を行う際に必要な準備については、当委員会のウェブサイトに掲載している「独自利用事務の情報連携の利用開始に必要な庁内準備事項について」(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/dokui_riyoutkaisih_junbi.pdf)を参考にしてください。

なお、直近では令和6年度1回目の届出照会として令和6年4月15日付けで各都道府県を通じて通知を发出し、届出の様式や届出書の作成方法についてお示ししています。第2回、第3回の照会の際に届出をご検討される団体におかれましては、当該通知の内容を参考にしてください。

8 おわりに

当委員会では、地方公共団体の皆さまの独自利用事務の情報連携の活用促進に資するよう、次のサポート

事務の名称	省略可能な書類の例
⑩ひとり親等の医療費助成に関する事務	健康保険証 課税証明書 特別児童扶養手当証書 預金通帳・キャッシュカードの写し
④重度心身障害者等の医療費助成に関する事務	健康保険証 課税証明書 障害者手帳 預金通帳・キャッシュカードの写し
①子どもの医療費助成に関する事務	健康保険証 課税証明書 預金通帳・キャッシュカードの写し
⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）	課税証明書 生活保護受給証明書 障害者手帳
②高齢者の医療費助成に関する事務	健康保険証 課税証明書 預金通帳・キャッシュカードの写し

事務の名称	省略可能な書類の例
②就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）	課税証明書 生活保護受給証明書
⑩心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務	課税証明書 生活保護受給証明書 障害者手帳
⑤高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務	課税証明書 生活保護受給証明書 雇用保険受給資格者証 障害者手帳
②介護サービス等利用者負担軽減に関する事務	課税証明書 生活保護受給証明書
②介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改修等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））	課税証明書 生活保護受給証明書

※事務の名称の数字については「6 情報連携の対象となる独自利用事務の事例」を参照

▲図5 多くの団体で活用されている独自利用事務の情報連携

を行っています。(1)独自利用事務システムの検索機能
届出手続の効率化を図るために令和4年度から運用を開始している独自利用事務システムの届出書類検索サービス(<https://www.dokui.ppc.go.jp/>)により、委員会に提出されたすべての有効届が検索可能となっています。

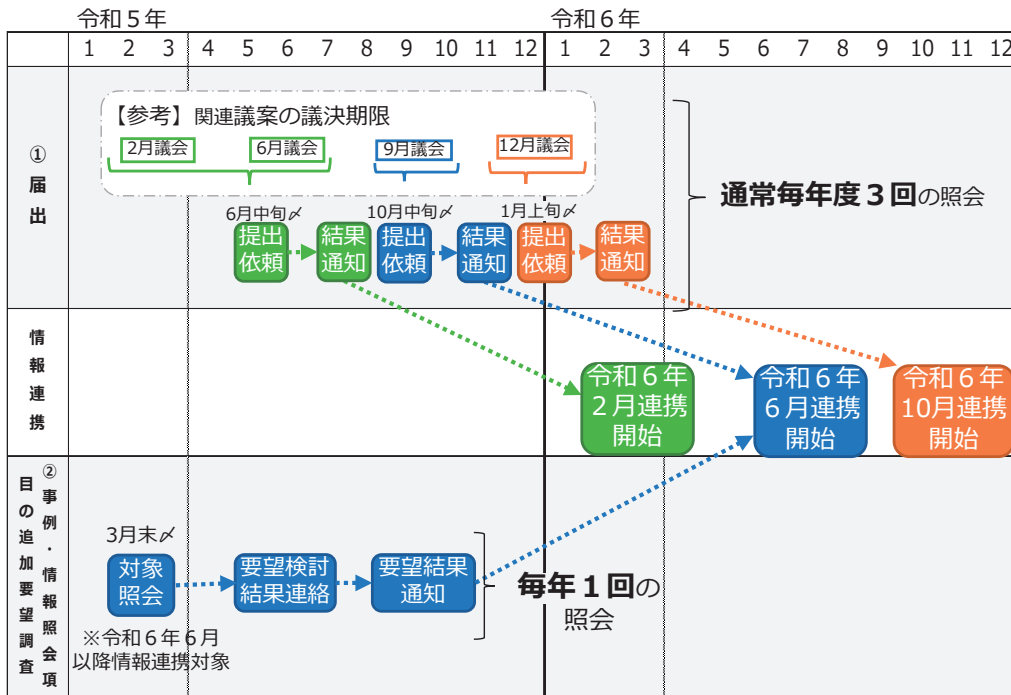
地方公共団体名や事例等で条件を指定して検索することができ、例えば新しく届出を検討する際、他の地方公共団体が行っている類似の独自利用事務に関する届出を参考に、届出書を作成することが可能です。

(2)委員会事務局による届出内容の事前確認

委員会事務局では、希望があれば事前に届出内容の確認を行っています。

① 子どもの医療費助成に関する事務(9、70、74) ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務(9) ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務(10、11) ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務(10、11) ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)(18) ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務(26) ⑦ 地方公共団体が公営住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(31) ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)(37) ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(54) ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務(57、65)(9) ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務(57) ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務(63) ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務(65) ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務(67、68、108、109) ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務(67、68、108、109) ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務(67、68、108、109) ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務(67、68、108、109) ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。))に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)(67、68、108、109) ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務(67、68、108、109) ⑳ 高齢者の医療費助成に関する事務(94)(9) ㉑ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務(94)	㉒ 介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改修等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))(94) ㉓ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務(97) ㉔ 学資の貸与及び支給に関する事務(106) ㉕ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務(106、113) ㉖ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務(106、113) ㉗ 就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)(113)(106) ㉘ 幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)(113、116) ㉙ 保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)(116) ㉚ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(法定事務に係るものを除く。)(116) ㉛ 難病患者の医療費助成に関する事務(120) ㉜ 不妊治療費用の補助に関する事務(120) ㉝ 地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)(85の2) ㉞ 妊産婦の医療費助成に関する事務(70)(9) ㉟ 私立中学校等修学支援に関する事務(113) ㊱ 高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務(106、113) ㊲ 職業能力開発に係る費用の助成に関する事務(71) ㊳ 被災者生活再建支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務(96) ㊴ 国民健康保険の被保険者を対象とした健康診査の受診費用の助成に関する事務(42) ㊵ 結婚生活支援のための給付金の支給に関する事務(116)
---	---

▲図6 情報連携の対象となる独自利用事務の事例



▲図7 独自利用事務の情報連携に関する年間スケジュール（令和5年度実績）

お問合せ先
個人情報保護委員会事務局
法制・調整（番号制度）
担当
メール：kouhoubangou
@ppc.go.jp
電話：03-6457-
6605

す。届出に関する質問も随時受け付けておりますので、ご不明点等ありましたら当委員会事務局までお問合せください（お問合せ先は文末を参照）。

(3) 委員会ウェブサイトでの情報提供

独自利用事務の情報連携に関するスケジュールや届出の手引き等を当委員会ウェブサイトに掲載しています。詳細は「独自利用事務の情報連携の導入に必要な手続（地方公共団体の皆さまへ）」（<https://www.ppc.go.jp/legal/dokujiriyoujimu/tetsudoku/>）を参照ください。

情 報

日本も元気にする
JICA海外協力隊

JICA海外協力隊は途上国の課題を解決し地域の人々を元気にしてきました。世界を元気にしてきた協力隊経験者は日本の町村も元気にします。

本誌では令和元年8月から令和2年8月の間に5回掲載。今回は第2弾企画のその2として、前回に引き続き群馬県甘楽町を元気にするJICA海外協力隊経験者を紹介します。

人が人を呼ぶ甘楽町
JICA海外協力隊も魅了

JICA海外協力隊の派遣前に、群馬県甘楽郡甘楽町の「自然塾寺子屋」で、野菜栽培や「コミュニティ開発（村落開発）」関連の技術補完研修を受けた人や、甘楽町に關係を持った人が人を呼び、協力隊後も町と関わる人たちは、現在10名を超える。今回はそのうちの農業と養蚕に關わる3人を紹介する。

自然塾寺子屋の研修が
甘楽町の新規就農の決め手に

新規就農者として甘楽町に移住した高野一馬さんの生まれは宮城県。日本大学では国際地域開発学を学び、大学では畑を耕していたため、新卒で参加したJICA海外協力隊（以下、協力隊）で、モザンビークの農業専門学校に教員で赴任することが決まった。しかし、サラリーマン家庭で育った高野さんには実際の農家の経験はない。そこで協力隊派遣前に6カ月間の技術補完研修を自然塾寺子屋で受けることになった。

「僕は今の師匠でもある加部さんについて、こんにゃく、にら、玉ねぎなどの栽培を学ばせてもらいながら、自分のほ場を与えてもらって、現地を想定し、化学肥料や農薬に頼らな

い栽培方法を勉強し実践させてもらいました」。この半年間で加部さんをはじめ、たくさんの受入れ農家や協力してくださる方々に出会い、飲み屋にも通い、甘楽町に溶け込んだ高野さん。しかし、当然ながらその時点で甘楽町への移住も、帰国後の職業についても全く考えていなかったという。

高野さんが帰国後の進路を考え始めたのは、協力隊派遣期間の2年間で終わる3カ月ほど前だった。「甘楽町でお世話になった農家さんの一人の言葉がずっと心に残っていたんです。『食べることはすべてのもと。人を本当に幸せにするのは政治家じゃなくてそれを作る人だ』という言葉です。一方、僕はモザンビークへ学校職員として赴任しましたが、その農場で働いているのは地元の最低所得者層の農民でした。その年は雨期でも雨が降らなくて。ある農民が『今年人は人がたくさん死ぬぞ』と言ったんです。日本より過酷な状況を目の当たりにして、より食べ物を作ることの重要性を感じました。自分ができることを考えたときにも、帰国後は農業しかないと思いました」。

しかし、帰国してすぐに就農先が見つかるわけではない。そこで矢島さんに相談し、自然塾寺子屋のスタッフとして働きながら、日本国内で農



2021年に群馬県優良青年農業者表彰を受賞した高野一馬さん。協力隊派遣前の半年間、甘楽町で技術補完研修を受けた。

業ができる場所を探したり、農業法人を訪ねて話を聞いたりした。畑や作業場になる家を貸してもらったには、信用がないと難しい。自然塾寺子屋を応援してくれている茂原荘一町長にも間に入ってもらい土地と家を借りることができ、甘楽町で新規就農するまでに4年かかった。しかし着実に地元農家の方々と交流を深めながら地道にナスやネギ栽培を行って来た高野さんは、10年後の2021年に群馬県優良青年農業者に表彰されるまでになった。

伝統産業を受け継ぎたいと
養蚕を始めた元協力隊員

高野さんがモザンビークから帰国後に自然塾寺子屋のスタッフとして、協力隊の技術補完研修の指導を行う

情 報



協力隊の経験から日本の養蚕に興味を持ち、浅井さんを頼って甘楽富岡地区に移住した市川素さん。



2020年に第9回蚕糸絹業提携確立技術・経営コンクール[※]の会頭賞を受賞した浅井広大さん。

ようになったことで、帰国後に甘楽富岡地区に戻って来た隊員も複数いる。その1人で、現在養蚕業を営むのが、浅井広大さんだ。派遣先のネパールではきのこ栽培の職種で派遣されていたが、帰国して就職活動をしていく際、矢島さんの「新シルク

ロードへの創造」といったイベントを聞いて、養蚕に興味を持った。

そんな時、ネパールの任地だった場所で大規模な地震が起き、大勢の方とともに協力隊時代の知り合いも亡くなった。復興支援を考えていた時、矢島さんから外務省のインターンプログラム[※]の話をもらい、自然塾寺子屋に1年間籍を置いて2度ネパールへ行き、復興支援に従事できることになった。並行して、日本にいる時には養蚕農家の話を聞きに行くなどし、将来を考えていた。結果的に甘楽富岡地区で養蚕を行う金井さん夫妻が行う、五感を使って蚕を飼う姿の美しさに感銘を受けた。矢島さんと茂原町長に相談し、帰国後に甘楽町の地域おこし協力隊として養蚕を学ばせてもらったことで、道が開けたという。

浅井さんは甘楽町に隣接する富岡市の物件を借りて養蚕を行い、養蚕を始めて5年後の2021年に「第9回蚕糸絹業提携確立技術・経営コンクール」の会頭賞を受賞した。前出の高野さんからねぎ栽培を学び、冬はねぎの栽培で生計を立てている。

その浅井さんの背中を追って、甘楽富岡地区で養蚕を始めているのが市川素さんだ。関西で生まれ育った市川さんは、大学卒業後に造船会社に勤め、現職参加で協力隊に参加した。要請内容はインドの養蚕農家の

技術向上の手助けをすることだった。しかし養蚕の経験がなかったため、当時甘楽町で養蚕を行っていた浅井さんのもとを訪れたという。「野菜栽培で派遣される同期隊員が自然塾寺子屋で研修を受けて浅井さんのことを知っていたので、紹介してもらいました。浅井さんの紹介で金井さんの家にも見学に行かせてもらったんですが、そこで撮影した動画や写真は現地での活動に重宝しました」。帰国後、復職して2年間働いた後、退職してJICAの仕事などにも携わった市川さんだったが、「自分の手

で何かを伝える人になりたい」と一念発起し、甘楽富岡地区へ。養蚕農家で1年間学び、独立した。妻と娘と共に、挑戦を続けている。「養蚕農家の方々は、高齢な方が多くて、教えてもらえる最後のチャンスです。甘楽富岡地区に縁ができて、お願いすれば快く技術を教えてくれる農家の方々がいる環境は、本当にラッキーだと思います」。協力隊派遣前にできた自然塾寺子屋や甘楽富岡地区とのつながりが、3人が人生を決める際の大きな転機になったのは間違いないだろう。

JICA 海外協力隊経験者へのエール

甘楽町長 茂原莊一氏

JICA 海外協力隊員の方々が、帰国後にその経験を活かして起業したり自治体や企業の職員として日本で活躍してもらうことは、全国の市町村にとっても有益ですから、自治体側の受け入れ態勢が整うと良いと思います。例えば新規就農と簡単にいっても、「百姓」というのは「百の姓を持つ」というだけあって、土や気象などいろんな分野の知識がないと難しい仕事です。若い人たちが一生懸命学びながら新規就農してくれることで、農家側も技術を教えたり空いている畑や家を貸して応援したりする体制が少しずつできています。また、海外からの研修生が町民の方々へ与える影響も計り知れないと思います。例えば中学校の給食に参加してもらえば、子どもたちにとっても新たな文化に触れる絶好の機会となり、語学を学ぶ意欲も向上するでしょう。農家のおばあちゃん手作り料理は、家族は食べ飽きていても、海外の研修生が食べて褒めてくれることで、自信につながり、道の駅の販売につながったりするかもしれません。外の目が入ることで町が活性化していきます。自然塾寺子屋がさまざまな人と呼んでくれることによって、甘楽町はいい町だと住民が誇りを持って暮らせるようになっていく、そう思います。



町村

ご当地キャラじまん

Vol.146

西ブロック

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、西ブロック（中国・四国・九州・沖縄）からピックアップ。



町制施行100周年を記念して実施した町内公募から誕生したのが、「ひこちゃん」と「ゆずちゃん」です。平成23年（2011年）11月6日に開催された町制施行100周年記念式典でお披露目されました。町の特産品であり、古くから魔除けや害虫除けとして地元根付いている日本最古の土鈴「英彦山がらがら」をモチーフに、「英彦山」が日本三大修験道として栄えた山伏の修行の場であったことから、山伏の衣装を身につけています。「ひこちゃん」は、町の美しい自然を代表する「英彦山」から、「ゆずちゃん」は、町の特産品「柚ごししょう」から名付けられました。コミュニティバス「添田町バス」のバス停に描かれるなど、町民から広く親しまれている「ひこちゃん」と「ゆずちゃん」。これからふたり仲良く、各種イベントに参加しながら、添田町のPR活動に励みます。

福岡県添田町

ひこちゃん・ゆずちゃん

添田町マスコットキャラクター



ふたりとも11月6日生まれ。ひこちゃん（写真左）は、雄大な性格の男の子で、英彦山登山が趣味。語尾に「〜ひこ」とつけて話す。常に辛口のゆずちゃん（写真右）は、柚ごししょう作りが趣味の女の子。

みさとちゃん

美郷町公式マスコットキャラクター

宮崎県美郷町



3月10日生まれの永遠の18歳。ロマンチストで心優しい女の子。特技は田植え、趣味は星を見ること。歴史好きで、特に百済王伝説に興味がある。休日は、西の正倉院を見学し、おせりの海で癒され、宇納間地蔵尊を参拝するのがお気に入り。

北郷村、西郷村、南郷村の3村が合併して美郷町になってから10周年を迎えるのを機に、マスコットキャラクターを公募し、応募総数368点の中から選ばれたのが、「みさとちゃん」です。平成28年（2016年）3月10日の「みさとの日」に誕生し、同年4月30日に美郷町南郷で開催された「百済の里春祭り」にて、百済の館の前でお披露目されました。「みさとちゃん」は、「御田祭」で田植え神事を行う「早乙女さん」をモチーフとしており、山をイメージした笠に、特産品のキンカンをあしらった、町内を流れる3つの川（五十鈴川、耳川、小丸川）の美しい流れを模した髪の毛には、星の髪飾りをつけています。グッズやLINEスタンプなども販売されていて、大人気の「みさとちゃん」。これからも町内外のイベントに積極的に参加し、美郷町のPR活動を続けていきます。

くみん

久米島町マスコットキャラクター



9月3日（球美の日）生まれ。本名は、「球美久米子（くみくめこ）」。「輝くほど明るい性格の女の子。趣味はマラソンとフラダンス。好きなものは、久米島紬の服と「久米紅」の髪飾り。

沖縄県久米島町

全国公募で寄せられたイラストをもとに、平成25年（2013年）の春ごろから活動を開始しているマスコットキャラクター。世界で久米島だけに生息しているホテル「クメジマホテル」をモチーフとし、久米島の豊かな自然を表す「青い空」と「エメラルドグリーンの海」を頭にまとい、無形文化財に指定されている織物の「久米島紬」を着ていて、髪には久米島固有のツバキ「久米紅（くめくれない）」の髪飾りを付けています。沖縄県内外のイベントに参加し、久米島町の観光・地域振興に貢献しています。久米島空港内には顔出しパネルも設置されるなど、老若男女からの人気も抜群です。女の子らしい可愛いしぐさや動きで、これからは変わらぬ、青い空や白い砂浜、きれいな海、豊かな森を有する久米島の魅力をPRしていきます。

随 想

○職員一人ひとりが大切

コロナ禍が始まった令和2年7月に就任し、今年で4年目を迎えました。この間、首長の仕事として「最も重要かつ難しい仕事」は「人事」だということがよく分かりました。役場を一つの大船に例えるなら、町長は進むべき方向を指し示す船長ですが、その船を実際に動かしてくれるのは一人ひとりの「職員」です。

人は多様な側面を持つ存在であり、

職場にいたるだけでは見えない人としての魅力、別の側面が必ずあります。

職員である前に一人の魅力ある人間です。これまでは組織という大枠に職員を当てはめてきましたが、これからの時代は「職員一人ひとりの形に合わせた組織」が求められています。

○ニューロダイバーシティ

ところで、皆さまは「ニューロダ

を受け入れ、一人ひとりの長所を活

かせる環境を整えていく必要があります。

米国のIT系民間企業などでは早くから、集中力や専門的知識を要する得意分野をIT業務で活かす取組が広がっており、コミュニケーションや情緒など苦手分野は周囲が支え、チームとして成果を挙げている例があります。一方、日本の一部企業に

おいてニューロダイバーシティの観

誰もが輝ける公務職場に

滋賀県日野町長

堀江 和博



一昨年、日野町役場に勤める正規

職員全員と「1on1ミーティング」

をしました。若手職員から幹部職員

まで町長室に招き、一人あたり30分

間、一緒にお茶を飲みながら、仕事

のことや家庭のこと、趣味や日頃考

えていることなど、私が聞き役と

なってお話をする機会を設けました。

半年近くかかりましたが、やって良

かったと思っています。

イパーシティ(神経学的多様性)」

という言葉をご存知でしょうか。

ニューロダイバーシティとは、人間

の脳には多様性があり、その違いは

障害ではなく個性の一つと捉える考

え方です。自閉症スペクトラム、A

DHD、学習障害、発達障害などと

カテゴライズされるニューロマイノ

リティ(神経学的少数者)だけでなく、

そもそも誰も脳や神経由来

の多様性を持っています。その違い

点からの人事が進みつつありますが、

経済産業省が2022年3月に公表

した調査によると、発達障害を持つ

方の就職率は3割程度にとどまり低

調と言えます。

○公務職場に受け皿はあるか

では我々の公務職場はどうでしょ

うか。町村レベルの職場では、人員

体制も限られ、一人の職員が複数の

担当を持つ状態です。住民との距離

も近いため、職場はもちろん住民とのコミュニケーション力が求められます。定期人事異動もあり、環境適応力も求められます。一つの物事に集中して打ち込む「スペシャリスト」よりも、業務を広く担当し、周囲とコミュニケーションを取りながら仕事を進める「ゼネラリスト」が求められている職場と言えます。

このような職場は、コミュニケーションや環境適応に苦手な方には馴染みにくい職場かもしれません。限られた人員体制の中で業務を遂行する組織として、このような職場環境を改善することは重要なことですが、何より、すべての職員がやり甲斐を持って働ける職場にすることが最も重要なことです。

以上のように、ニューロダイバーシティを踏まえた職場のあり方は、公務職場はもちろん、民間企業にも浸透していくことが今後のあるべき社会の姿と考えます。現在、個人レベルでの勉強会をスタートする準備をしています。関心がある方は、フェイスブック等経由で私へご連絡をいただければと思います。